

◎岩手県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 総務委員会の所管に、I L C推進局の分掌に属する事項を加えることとした。（第2条関係）
- 2 商工文教委員会及び県土整備委員会の名称及び所管を改めるとともに、併せて所要の整備をすることとした。（第2条関係）
- 3 施行期日

この条例は、令和元年8月1日から施行することとした。ただし、2は、同年9月11日から施行することとした。（附則関係）